

令和3年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録

令和3年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録							
招集年月日	令和3年6月28日						
招集の場所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室						
開会・閉会 日時及び宣言	開会	令和3年6月28日 午後1時30分				議長 京谷 常美	
	閉会	令和3年6月28日 午後2時25分				議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 14名 欠席 0名 ○=出席 ×=欠席	議席番号	氏名	出席	議席番号	氏名	出席	
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○	
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○	
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○	
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○	
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○	
	6	原田 尚一	○				
	7	田中 利一	○				
	8	大西 俊則	○				
	9	佐藤 正明	○				
会議録署名委員	8番	大西 俊則		9番	佐藤 正明		
義務のために会議室に出席した者の氏名	事務局長 片岸 昭弘		事務局員 村上 友和		事務局員 近藤 裕幸		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第6回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、14名でございます。 したがって、総会は成立いたします。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番の大西俊則委員及び9番の佐藤正明委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。 ご異議ありませんか。
日程3 議案1	議長 議長 議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。 次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番から3番の件を議題について、国有地の払い下げの案件です。地域調和要件については、過去から農地として申請者が占有していることから問題が無いと判断されます。地区担当委員の意見を省略したいと思っておりますがいかがでしょうか。
	全員	異議なし。
	議長	異議なしと認めます。
	議長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を議題にします。
	議長	会議規則第10条の規定により、13番の西岡正雄委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	西岡正雄委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を議題にします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番の件を議題にします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番を、議題といたします。
議長	事務局長より説明願います。	
事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定さ	

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長	<p>れた意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。</p>
	小山委員長	<p>6月14日、小林委員、京谷会長、私、星委員、事務局、立会いが[]の下現地調査してきました。現地は先ほど説明のあったとおり学校のすぐ裏ということで、周りには住宅がたくさん建っていて第3種農地で何ら問題ないと判断しました。</p>
	議長	<p>報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。</p> <p>(他に、質疑はございませんか。)</p>
	議長	<p>質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番を、可と決定してよろしいでしょうか。</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番を、可と決定いたします。</p>
	議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番を、議題といたします。</p>
	議長	<p>事務局長より説明願ひます。</p>
	事務局長	<p>(議案朗読により、説明)</p> <p>農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。</p>
	小山委員長	<p>隣地であったため先ほどと同じメンバーで一緒に見てきました。同様の理由により許可相当と判断します。</p>

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内3番を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小山委員長	先ほどの件と同じく6月14日に現地調査をしてきました。第3種農地で傾斜もあるということで全く問題ないと判断しました。
	議長 村上委員	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 ■■■■さんの住所402-60は通路ではないか、402-59が自宅なのではないか。
	事務局長	自宅は59に建っているが住所は60になっている。農家台帳上でも60になっていることを確認している。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内3番を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内3番を、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内4番を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小山委員長	6月14日、私と小林委員、京谷会長、星委員、事務局、 XXXXXXXXXX の立会いの下現地調査してまいりました。農家住宅を建てるということで問題は無いという結論に達しました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内4番を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内4番を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問についての件を、議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
議案 5	議長	質疑が無いようですので、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内1番を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小山委員長	6月14日、私と小林委員、京谷会長、星委員、事務局、立会いとして■■■■■に立ち会ってもらいまして現地調査してまいりました。現地は転作が始まった頃、水田を止めてから耕作していないということで、すでに大木がたくさん立っていて、しかも3mほど窪んで下がっている地形で、畑に復旧できる状態ではなく、林というより古い山林といえるところで、現況としては畑ではないと判断しました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内1番は、可と決定してよろしいでしょうか。
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内1番は、可と決定いたします。	
議長	議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内2番を議題といたします。	

議 事 の 経 過 (R3.6.28)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました小山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小山委員長	こちら6月14日、委員と事務局は同じメンバー、測量士としては[]に立会ってもらっています。この場所は北電の鉄塔の高圧の電線の下ということで住宅が建てられなかったところでその電線の下はずっと空き地になっています。周りを見ると住宅地の真ん中で第3種農地に匹敵するだろうということ、それから面積が狭く畑にはなり得ないと認めます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内2番は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号「現況証明の願い出について」の件の内2番は、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和3年第6回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。